

南部町行政改革大綱

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

南 部 町

はじめに

本町では、住民福祉の増進を根幹とする中で、ICTを活用して最小の経費で最大の効果を上げるため、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、新たな「南部町行政改革大綱」に基づいて、物価高騰等目まぐるしく変化する社会・経済環境に応じた行政改革を、引き続き推進していきます。

これまで一定の成果を上げてきました事務事業の見直し、時代に即応した機能的な組織づくりは継続し、情報化の推進や民間委託などの取り組みについては、さらに加速させていきます。

しかし、少子高齢化の進展はさらにその勢いを増しています。社会を支える生産年齢人口が急速に減少し、町民の生活環境に多大な影響を及ぼし、町内各地域において担い手不足に伴う地域コミュニティ機能の低下をもたらしています。また、老朽化した公共施設等の改修・更新など喫緊の課題にも順次着手していかなければなりません。財政面においても、一段と厳しさを増すことは間違いありません。だからこそ、多様化・高度化する町民ニーズに的確に応え、行政全体の見直しをさらに進め、DXの推進を図るとともに、継続的・自立的な財政基盤を確立していく必要があります。

このような背景から、「南部町行政改革大綱」（令和7年度～令和11年度）を策定いたしました。

今後、この大綱に基づき、DX化を進めながら効率的かつ効果的な行政運営に取り組みます。また、町民、行政、各種団体等との役割分担を明確にし、町民の皆様をデジタル化への潮流に取り残すことなく、確実に導きながら、協働・連携してまちづくりを推進します。全庁体制で、全力を挙げて行政改革に取り組んでいきます。

令和7年3月

南部町行政改革推進本部 本部長

南部町長 佐野和広

目次

第1 行政改革の基本事項

1	行政改革の必要性	1
2	行政改革大綱の位置付け	1
3	行政改革の基本的視点	1
4	行政改革大綱の取り組み期間	2
5	行政改革の推進体制	2
6	取り組み項目及び進捗管理	2
7	体系図	3

第2 行政改革の取組施策

1	改革の柱と推進項目	4
2	推進事項	7

附属資料

南部町財政計画	1 1
南部町定員適正化計画	1 2
組織・機構における再編構想	1 6
南部町行政改革推進審議委員会設置条例	1 7
南部町行政改革推進審議委員会名簿	1 8
南部町行政改革推進本部設置要綱	1 9
南部町行政改革推進本部名簿	2 0
南部町行政改革大綱の策定について（諮問）	2 1
南部町行政改革大綱に関する提言について（答申）	2 2
南部町行政改革大綱策定の経緯	2 5

第1 行政改革の基本事項

1 行政改革の必要性

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)によると、本町の人口は2045年(令和27年)には3,519人と推計されています。これは、平成30(2018)年推計時点での3,344人と比較してプラス175人で、減少幅が緩やかになっていることとなります。しかし、依然として年齢3階層別将来推計人口割合の、年少人口(0～14歳)が166人で全体に占める割合が4.7%と、前回と同様の比率となっている一方で、人数的には減少すると推計されることとなります。また、老年人口(65歳以上)は2,077人で59%と前回比ではやや減少するものの、全体として少子高齢化が加速していることに違いはないと言えます。

このように、少子高齢化の進行や少人数世帯の増加など、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、地域との関わりにも変化が生じています。

さらに、近年本町では、職員の定年退職者に併せて中堅職員の早期退職者が目立つようになり、知識や技術の継承が危ぶまれるようになってきているため、段階的な退職年齢延長制度や効率的かつ効果的な再任用制度の運用による即戦力職員の確保と計画的な新規採用職員の確保が求められています。また、財政面においては、公共施設等の長寿命化対策などの膨大な財政需要が見込まれることから、財政経営は大変厳しい状況であることを踏まえ、計画的な財源の運用が求められます。

このようなことから、DX化を伴う業務の効率化等や職員のスキルアップ及び心の安定が今まで以上に求められています。また、DX化に伴うデジタルデバインド(情報格差)により陥りやすい町民サービスの低下を確実に回避し、必要なサービスを安定的に提供できる持続可能な行財政運営がより必要となります。そのためにも、行政改革の継続的な取り組みを一層発展、進化させていくことが必要となります。

2 行政改革大綱の位置付け

行政改革大綱は、本町の最上位計画である「第3次南部町総合計画」(以下「総合計画」という。)の基本構想における施策の一つである「行政効率化の推進」を指針として、いかなる社会情勢にも対応できる行政経営の基盤を整えるとともに、総合計画の着実な実現のために、適切に推進するためのものです。

3 行政改革の基本的視点

(1) 効率的な行財政運営

最小の経費で最大の効果を上げる精神を引き続き意識し、運営の合理化に努めることを基本原則に、行政の責任において行うものは最低限維持しながら、民間の力を有効活用していきます。また、公民の役割を明らかにしていく中で、DX推進を加速させ、徹底した業務等の効率化、合理化に向けた手法を模索します。

今後の行財政運営にあたっては、職員一人ひとりが常にサービス精神やコスト意識を持ち、組織として明確な目標の設定や進行管理の徹底を行い、成果重視などの経営的な視点に立って推進していく必要があります。一方で、行政の業務は、デジタルをフル活用したDX化が図られようとしています。限られた財源と人材を有効活用し、町民の声

に耳を傾けながら、時には風土風習の変革について町民の理解を求めながら、行政が行う事務事業の範囲を見直すなど、時代の潮流に遅れることのない、効率的な行政運営を進めます。

(2) 協働のまちづくり

町民が積極的に行政に参加し、政策形成に関わっていく「協働のまちづくり」を進めることが重要です。

そのためには、町民一人ひとりが世代を問わずD X推進への理解を深め、I C T*を活用しながら積極的に情報の発信や収集をすることで、町民と行政が関わりやすい仕組みを作り上げ、対等の立場でそれぞれの能力を活かしながら、協力・連携して地域づくりに取り組む必要があります。

地域においては、住民力の強化、行政依存体質からの脱却が必要不可欠であることと理解し、行政は、それに伴う町民及び地域の自主的・自発的な活動を支援します。

4 行政改革大綱の取り組み期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 行政改革の推進体制

(1) 南部町行政改革推進本部

行政改革を積極的に推進するため、庁内に町長を本部長として、管理職で構成された「南部町行政改革推進本部」及び「組織機構部会、事務事業改善部会、財政部会」の専門部会を必要に応じて設置し、取り組み項目の進捗状況を管理するとともに、新たな取り組み項目の設定や見直し等を必要に応じて行います。

(2) 南部町行政改革推進審議委員会

有識者等からなる「南部町行政改革推進審議委員会」において、行政改革大綱に掲げた取り組み項目についての進捗状況の点検・評価を行うとともに、取り組み項目に修正がある場合は、調査・審議を行います。

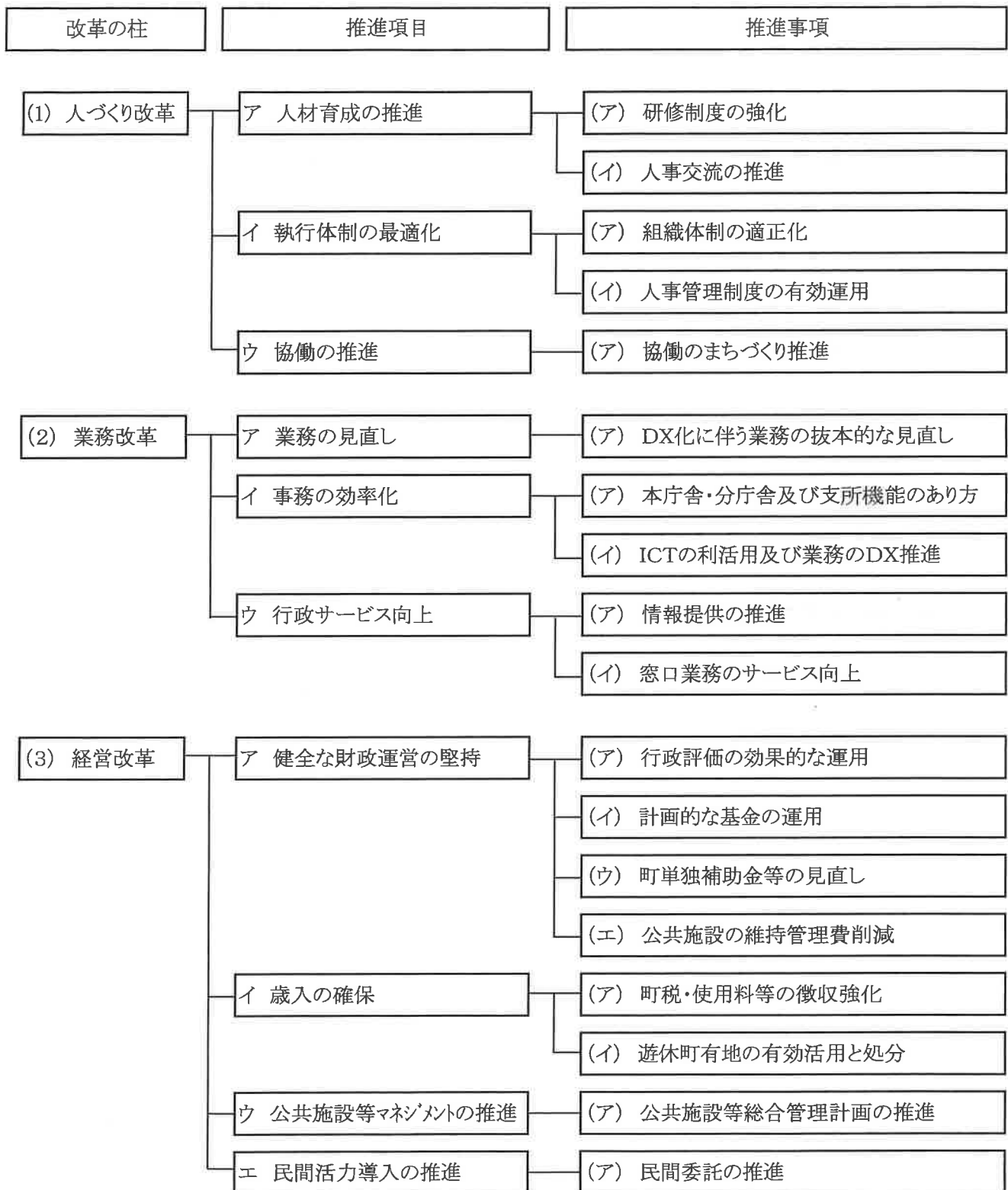
6 取り組み項目及び進捗管理

取り組みの着実な推進に向け、第3次行政改革大綱（令和2年度～令和6年度）の3つの改革の柱、各柱に位置付ける推進項目を継続させる中で、引き続き、各推進項目に位置付ける推進事項を設定します。

取り組みはマネジメントサイクルによって適切な進行管理を行い、進捗状況、効果検証については、必要に応じて公表することとします。

※ I C T : Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。

7 体系図



第2 行政改革の取組施策

1 改革の柱と推進項目

(1) 人づくり改革

高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員の能力・資質を最大限に活用できるよう、効果的な人材育成等に取り組み総合力の高い職員を育成します。また、効率的な組織機構の見直しや適正な定員管理を実施するとともに、人事管理制度の有効な運用を図り、職務遂行能力の高いバランスの取れた執行体制を確立します。さらに、防災や環境などの地域課題の解決に向けて、町民や各種団体等と連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

ア 人材育成の推進

町民のニーズやDX化に的確に対応するため、職員のさらなる資質向上を図るとともに、デジタル化に伴う職員間のスキルギャップを解消します。目的意識をもって職務を遂行し、組織内で個々の能力を最大限に発揮できるような環境づくりを推進します。また、人事交流を積極的に行い、専門的知識の習得や幅広い教養と見識を持つ人材の育成に努めます。これにより、町民に寄り添える包容力のある職員の育成も推進します。

イ 執行体制の最適化

簡素で効率的な組織整備のため、計画的な定員管理や職位を考慮した適正な職員配置を行います。さらに、定年延長に伴う対応や再任用職員及び会計年度任用職員制度など多様な任用形態を有効に活用し、町民にとってわかりやすく機能的な組織の構築に努めます。また、必要に応じて課の新設や統合について検討し、町民サービスを主体とした効率的な組織構築に取り組みます。

ウ 協働の推進

急速に変わる社会情勢と多様化する町民のニーズに対応し、ジェンダーレスな視点から一人ひとりが満足できるまちづくりを推進するため、町民、各種団体、そして民間事業所等とのさらなる連携を図ります。お互いの役割と特性を理解し合いながら、自主的・自発的な活動に対して支援を行い、支え合い成長する協働のまちづくりを進めます。また、ホームページ等を活用したパブリックコメント機能を通じて、幅広く町民の意見を集約し、それを町づくりに反映します。

議会運営においては、基本条例に則った活動が適切に実施できているのかを、常に見直しします。また、さらなる議会改革の必要性が生じた場合には、研修等の実施を強化して対応します。

(2) 業務改革

町民の視点に立った行政サービスの維持・向上を図るため、業務の方向性や目的を明確

にするとともに、限られた人材と財源を有効活用するため、庁舎機能のあり方やICTの活用を検討し、時代の流れに対応した質の高い行政サービスの提供に努めます。また、DXの推進により、効果的かつ効率的な情報発信と情報の共有化を図ります。これにより、町民ニーズに応じた窓口サービスの利便性を向上させ、町民満足度の高い、きめ細やかなサービスの提供を推進します。

ア 業務の見直し

増大する行政ニーズや新たな行政課題を認識し、前例踏襲の業務執行にとらわれず、事業の選択と集約を進めます。また、優先度を明確化することで行政サービスの向上や効率化を図ります。

イ 事務の効率化

業務効率化や行政サービスの質の向上を図るため、町民の理解を得る中で、本庁舎・分庁舎及び支所機能のあり方を検討します。また、AI*やRPA*等の技術を積極的に活用し、町の業務内容に合った、町民に寄り添ったDXを推進します。

ウ 行政サービス向上

町民のニーズに迅速かつ的確に対応するため、情報提供の推進や新しい町民との関わり方を模索し、窓口業務サービスの向上に努めます。また、デジタル化されたサービスの利用に不平等が生じるデジタルデバイド等が発生しない環境整備に努めます。

(3) 経営改革

持続可能で安定的な財政基盤を確保するため、コスト意識の醸成を図り、民間手法導入を検討します。また、次世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる施設の再配置を検討し、全体的なスリム化を図ります。これにより、歳入確保と歳出削減の一体的な取組みを推進します。

ア 健全な財政運営の堅持

中長期的な展望に立った財政計画のもとで、事業の費用対効果を十分に検証し、恒常に行っている補助や助成等の精査により適正化を再確認するなど、計画的な財政運営に努めます。また、有利に活用できる地方債や補助金を最大限に活用しながら、基金の計画的かつ有効的な活用を図り、引き続き健全な財政運営を目指します。

イ 歳入の確保

適正で公平な賦課・徴収の観点から、町税や使用料等の徴収強化を図るとともに、未利用資産等については、売却や貸付け等を積極的に進めることにより財源確保を図ります。また、ふるさと納税による新たな財源確保と森林環境譲与税の有効活用にも健全に取り組みます。

ウ 公共施設等マネジメント*の推進

将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、長期的視点を持ち、公共施

設の統廃合によるスリム化や長寿命化、そしてインフラ施設*の更新や修繕を計画的に行います。これにより、財政負担を軽減・平準化し、利用者の安心・安全を確保します。また、町民の協力と理解を得ながら、公共施設等の適正な配置や維持管理に積極的取り組みます。

エ 民間活力導入の推進

行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、民間において担うことのできるサービスについて、その有効性や費用対効果の観点から積極的に検討し、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を推進します。これにより、行政リソースの最適化と住民サービスの質の向上を目指します。

※A I : Artificial Intelligence (人工知能) 言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。

※R P A : Robotic Process Automation の略。定型作業をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

※公共施設マネジメント：地方公共団体が保有している施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

※インフラ施設：道路や水道など、産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

2 推進事項

(1) 人づくり改革

ア 人材育成の推進

(ア) 研修制度の強化
【 内 容 】 日常業務における継続的な育成・指導や、計画的かつ継続的な職員研修を通じて、組織全体で人材育成に取り組む体制を構築します。その結果、町民に寄り添える包容力も持った総合力の高い職員を育成します。また、災害対策に向けた研修も計画し、職員の対応能力向上に努めます。さらに、各関係機関にオンライン研修等の実施を要望し、可能な限り職員が参加できるように努めます。議会においても、議会改革の必要性が生じた場合には、研修等の実施強化を図ります。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】総務課・全課

(イ) 人事交流の推進
【 内 容 】 県職員等との人事交流を積極的に実施することで、職員間のスキルアップを図ります。これにより、異なる視点やノウハウを共有し、行政運営の質向上を目指します。また、専門的知識の習得を促進するとともに、幅広い教養や見識を持つ人材の育成に努めます。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】総務課

イ 執行体制の最適化

(ア) 組織体制の適正化
【 内 容 】 財政の現状を的確に分析し、簡素で効率的な組織整備を実施するため、計画的な定員管理を行い、職員配置の一層の効率化・適正化を推進します。また、定年延長に伴う対応や再任用職員、会計年度任用職員制度など、多様な任用形態を有効に活用します。これにより、職員の経験や知識を継続して活かし、職務の継続性と安定性を確保します。さらに、時代に即した課の編成や課の統合等を検討し、組織の柔軟性と機能性を向上させます。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】総務課・関係課

(イ) 人事管理制度の有効運用
【 内 容 】 適材適所の職員配置を実現するため、弾力的かつ効果的な任用と職員の意欲や能力を最大限に活かす総合的な人事管理制度の運用を図ります。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】総務課

ウ 協働の推進

(ア) 協働のまちづくり推進
【 内 容 】 人口や年齢構成の将来推計などを踏まえ、多様化する町民ニーズに対応し、地域課題等を解決していくため、町民や各種団体との更なる連携を図ります。また、協働意識の醸成により、町民一人ひとりがジェンダーレスで豊かな活力ある持続可能なまちづくりを実現することを目指します。さらに、町民の自主的な活動への支援を促進します。議会運営においては、透明性を確保し、議員と行政が一体となって町民参画を進める意識を共有し、協力体制を強化します。
【 対 応 】 継続・実施
【取組実施課】 関係課

(2) 業務改革

ア 業務の見直し

(ア) DX化に伴う業務の抜本的な見直し
【 内 容 】 業務の方向性や目的に沿った適切なあり方を検討し、時代の流れに応じたDXを推進することで業務の効率化を図ります。また、費用対効果を検証する中で、事業の選択と集約等の見直しを推進します。さらに、PDCAサイクルの強化による継続的な改善を図り、最適な業務運営を維持します。
【 対 応 】 検討・実施
【取組実施課】 担当課

イ 事務の効率化

(ア) 本庁舎・分庁舎及び支所機能のあり方
【 内 容 】 財政事情や社会経済情勢を踏まえ、効率的な行政を推進するため、本庁舎・分庁舎及び支所機能のあり方を検討します。また、オンラインサービスやデジタル化により町民サービスの向上を図ります。
【 対 応 】 検討
【取組実施課】 総務課

(イ) ICTの利活用及び業務のDX推進
【 内 容 】 業務効率化や新たな町民との関わり方及びサービスの向上を図るため、AIやRPA等の活用を検討します。また、DX化による行政サービスの向上と業務の効率化を検討し推進します。
【 対 応 】 検討・実施
【取組実施課】 全課

ウ 行政サービス向上

(ア) 情報提供の推進
【 内 容 】 行政に関する情報を容易に入手可能とするため、個人情報の保護を徹底しつつ、効果的かつ効率的な情報発信に努めます。特に、町民が必要とする災害時の道路状況等の情報提供を迅速かつ適確に行える手段を検討し、実施することで、町民の安全と安心を確保し、地域社会の強靱性を高めます。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】全課

(イ) 窓口業務のサービス向上
【 内 容 】 町民の利便性を考慮した窓口業務のあり方を検討します。また、デジタル化やマイナンバーカードを活用した町民サービス及び職員の接遇スキル等の向上に努めます。これにより、町民の利便性に合わせた行政サービスの質の向上に努めます。
【 対 応 】検討・実施
【取組実施課】DX推進課・関係課

(3) 経営改革

ア 健全な財政運営の堅持

(ア) 行政評価の効果的な運用
【 内 容 】 事務事業概要書による評価制度を活用し、適正な予算配分が可能となるよう、スクラップ＆ビルドの推進とマネジメントサイクルによる適切な進行管理を行う仕組みを確立し、事業効果を最大限に発揮できるよう努めます。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】企画課・財政課

(イ) 計画的な基金の運用
【 内 容 】 長期的視野に立った財政運用ができるよう、基金の有効活用を図ります。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】財政課・出納室

(ウ) 町単独補助金等の見直し
【 内 容 】 恒常的な補助金、助成金及び奨励金の精査や、外郭団体の運用状況を「事務事業評価」などの機会を活用して把握し、団体のあり方や町の関与の方針を見直し、適正化に努めます。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】財政課・担当課

(エ) 公共施設の維持管理費削減
【 内 容 】 省エネや消耗品等の節約に努め、更なる経費の削減を図ります。また、新エネルギー設備やバイオマス発電等の活用も必要に応じて検討します。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】施設担当課

イ 歳入の確保

(ア) 町税・使用料等の徴収強化
【 内 容 】 納付の利便性をさらに高めるための検討を行い、適正かつ公平な賦課・徴収の強化を図ります。特に、ペイジー口座振替サービス等の推進に力を入れます。また、ふるさと納税の寄付額増加と健全な運用を目指します。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】関係課

(イ) 遊休町有地の有効活用と処分
【 内 容 】 遊休町有地の売却や貸付等による有効活用及び処分等の促進と、未利用資産等の利活用方法について検討を推進します。
【 対 応 】継続・実施
【取組実施課】企画課・担当課

ウ 公共施設等マネジメントの推進

(ア) 公共施設等総合管理計画の推進
【 内 容 】 次世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる施設を実現するために、公共施設等総合管理計画に基づき、各個別施設の長寿命化計画を明確にし、適切な配置と管理運用を推進します。
【 対 応 】検討・実施
【取組実施課】担当課

エ 民間活力導入の推進

(ア) 民間委託の推進
【 内 容 】 民間の活力を活用して町民サービスの向上を図ることを目的に、費用対効果を詳細に検証し、民間委託の可能性を検討します。
【 対 応 】検討・実施
【取組実施課】担当課

南 部 町 財 政 計 画

【普通会計】 令和7年2月現在見込 (単位:百万円)

項 目	R4決算	R5決算	R6決算見込	R7	R8	R9	R10	R11
歳入								
地方税	914	889	940	929	931	917	914	912
地方譲与税・地方特例交付金等・各種交付金	339	338	345	316	316	316	316	316
歳入 地方交付税	2,905	2,997	2,882	2,630	2,630	2,630	2,630	2,630
臨時財政対策債	0	0	0	0	0	0	0	0
国・県支出金	757	648	688	691	556	533	511	491
寄附金	9	11	26	10	10	10	10	10
地方債(臨時債を除く)	367	461	878	687	419	540	440	390
その他	1,061	1,053	989	817	855	723	775	707
歳入 計(A)	6,352	6,397	6,748	6,080	5,717	5,669	5,596	5,456
歳出								
人件費	948	948	966	1,076	1,079	1,082	1,086	1,089
物件費	681	692	892	994	989	984	979	974
扶助費	542	454	364	404	404	403	403	403
補助費等	952	853	986	879	888	896	905	914
普通建設事業費	828	1,008	1,499	1,058	850	750	700	600
うち補助事業	107	182	166	99	100	50	50	50
単独事業	721	826	1,333	959	750	700	650	550
公債費	484	486	427	467	463	434	499	479
繰出金	673	684	686	839	860	882	904	926
その他	442	478	588	16	17	17	17	17
歳出 計(B)	5,550	5,603	6,408	5,733	5,550	5,448	5,493	5,402
歳入歳出差引(A-B)	802	794	340	347	167	221	103	54

項 目	R4決算	R5決算	R6決算見込	R7	R8	R9	R10	R11
財政調整基金残高	2,299	2,300	2,610	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
減債基金残高	735	735	735	735	735	735	735	735
その他特定目的基金残高	4,658	5,027	5,197	5,197	4,847	4,447	4,047	3,597
基金残高計	7,692	8,062	8,542	8,232	7,882	7,482	7,082	6,632

地方債残高	3,396	3,380	3,503	3,766	3,767	3,924	3,994	3,971
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

実質公債費比率	1.2	1.0	3.0	6.5	7.0	6.7	7.7	7.4
将来負担比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

南部町定員適正化計画
(令和7年～11年度)

令和6年12月策定
南 部 町

南部町定員適正化計画

1 策定の目的

人口減少と少子高齢化を背景とした厳しい財政状況の中で、各地方自治体においては、業務の効率化を進めながら、町民ニーズの高度化・多様化などに迅速かつ適切に対応することが求められています。

しかしながら、業務の複雑化などにより職員の負担が増大し、また病気休暇等の休職者の増加、早期退職などに伴う実労働員数の減少など、今後の行政運営に影響を及ぼす課題も多く見受けられます。

こうした状況の下、本町では平成22年3月に南部町定員管理適正化計画を策定し、欠員不補充や新規採用の抑制などにより、令和6年度までに37.8%の削減(65人減)に努めてまいりました。

令和3年に「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年から施行となりましたが、これにより令和13年度に上限の65歳となるまで段階的に定年が引上げられ、60歳以上で定年に達していない職員を希望により定年前再任用短時間勤務職員として任用する等、年度ごとの職員数の管理が複雑化しています。そのため職員の定員管理が最重要であり現状を分析することにより、適正な数の職員の採用を計画的に行うために定員適正化計画を策定するものです。

2 職員数の現状

本町の職員数は、定員適正化計画の取り組みにより、着実に減少し、削減数も目標を上回ることができました。

職員の削減にあたっては、第1次計画の中で欠員の不補充や新規採用の抑制、職員の配置転換等に取り組んだ一方、第2次、第3次計画においては、課の統合や保育所の統合、小中学校の統廃合など運営体制の見直しを実施したほか、一時的又は時限的な業務等については、正規職員に代えて再任用職員や臨時職員での対応を図るなど、多様な任用形態を活用してきたところです。

しかし、現状では、団塊の世代の退職、想定外の早期退職、新採用受験者の減少や技術職員の受験希望者が無いなど、職員不足に陥っている状況です。

今後の計画では、職員不足の解消を図るため、有能な人材の確保に努めるとともに、会計年度任用職員制度や再任用職員を有効に活用していきたいと考えます。

＊平成１７年度～令和６年度までの実績数

	総職員数	前年度末の 退職者数	採用者数	対前年 増減数	H 1 7 を 基 準 とした 削 減 率
平 1 7	1 7 2	—	—	—	—
平 1 8	1 6 7	7	2	△ 5	△ 2. 9 %
平 1 9	1 6 3	5	1	△ 4	△ 5. 2 %
平 2 0	1 5 7	1 0	4	△ 6	△ 8. 7 %
平 2 1	1 5 6	8	7	△ 1	△ 9. 3 %
平 2 2	1 4 5	1 3	2	△ 1 1	△ 1 5. 7 %
平 2 3	1 4 3	6	4	△ 2	△ 1 6. 8 %
平 2 4	1 4 2	5	4	△ 1	△ 1 7. 4 %
平 2 5	1 3 9	5	2	△ 3	△ 1 9. 1 %
平 2 6	1 3 0	1 2	3	△ 9	△ 2 4. 4 %
平 2 7	1 2 4	8	2	△ 6	△ 2 7. 9 %
平 2 8	1 2 3	5	4	△ 1	△ 2 8. 4 %
平 2 9	1 1 5	1 1	3	△ 8	△ 3 3. 1 %
平 3 0	1 1 3	9	7	△ 2	△ 3 4. 3 %
令 元	1 1 1	9	7	△ 2	△ 3 5. 4 %
令 2	1 1 2	5	6	1	△ 3 4. 9 %
令 3	1 1 5	5	8	3	△ 3 3. 1 %
令 4	1 1 2	8	5	△ 3	△ 3 4. 9 %
令 5	1 0 6	1 2	6	△ 6	△ 3 8. 4 %
令 6	1 0 7	2	3	1	△ 3 7. 8 %

＊令和７年度～令和１１年度までの計画数

	総職員数	前年度末の 退職者数	採用者数	対前年 増減数	H 1 7 を 基 準 とした 削 減 率
令 7	1 1 1	0	4	4	△ 3 5. 4 %
令 8	1 1 4	1	4	3	△ 3 3. 7 %
令 9	1 1 7	1	4	3	△ 3 1. 9 %
令 1 0	1 2 0	0	3	3	△ 3 0. 2 %
令 1 1	1 2 0	6	6	0	△ 3 0. 2 %

各年度の職員数は４月１日現在のもので、定員管理調査の数値に基づくものである。

３ 定員管理の基本的な考え方

少子高齢化や地方分権の進展など社会経済環境の変化に伴い、行政需要がますます複雑化・高度化する中で、限られた人員により質の高い行政サービスを提供し、新しい行政課題にも的確に対応していくためには、これまでの定員適正化の実績を踏まえた計画的な職員採用、さらには職員配置の一層の効率化・適正化を推進しながら、事務事業の見直しを行い、事務量に適した職員配置の見直しを行います。

4 基本方針

① 簡素で効率的な組織構成の構築

複雑・多様化する町民ニーズや山積する行政課題、さらには時代の要請に迅速かつ的確に応えながら、質の高い行政サービスを、安定的かつ持続的に提供するため、有能な人材の確保や現職に対する人材育成の強化により簡素で効率的な組織機構を構築します。

② 施設の管理・運営方法の見直しと事務事業の民間委託

技能・労務系の業務については、引き続きアウトソーシングを推進するとともに、それ以外の業務についても、施設の管理運営方法や事務事業の見直しにより、指定管理者制度の活用、民間委託の推進を図っていきます。

③ 職員採用・職員配置の適正化

職員の新規採用は、定年延長や退職予定者の数、職種等を勘案し、在職者の年齢構成等を踏まえながら、各年度の目標職員数の範囲で計画的に行います。

また、限られた人員の中で、分権型社会に対応した質の高い行政サービスを提供するため、職員配置の一層の効率化、適正化を推進するとともに、一時的又は時限的な業務等については、会計年度任用職員や再任用職員など多様な任用形態を活用していきます。

④ 人材の育成

限られた人員により質の高い行政サービスを提供し、新たな行政課題にも的確に対応していくためには、職員一人ひとりの資質や意欲の向上が不可欠です。

人事評価を有効に活用し、人事管理の適正化に努め、職員の意識改革も含め、人材の育成を図っていきます。

組織・機構における再編構想

具体的検討事項

	再編項目	検討事項	課題等	再編年度
1	企画課とDX推進課	統合及び内部編成	人員体制	
2	福祉保健課と子育て支援課	体系的な組織の見直し	人員体制 保健師の確保	
3	デイサービスセンター 学校給食共同調理場 保育所 ごみ収集 町有地管理 診療所運営	指定管理者制度への移行 運営の民間委託	合理性及び効率性の検討	

※ 再編年度は環境状況に応じて検討します。

南部町行政改革推進審議委員会設置条例

平成 16 年 3 月 22 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、南部町行政改革推進審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、南部町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南部町行政改革推進審議委員会名簿

役 職 名	氏 名	住 所	備 考
会 長	渡辺 拓雄	南部町成島1263番地	
会長代理	木内 一行	南部町内船3071番地1	
委 員	青木 正和	南部町福士18346番地	
委 員	芦川 幸雄	南部町成島2725番地	
委 員	入月 一巳	南部町万沢4077番地	
委 員	笠井 洋伯	南部町内船5425番地	
委 員	河内 留美	南部町内船5580番地	
委 員	旗持 久美	南部町福士2422番地1	
委 員	望月 裕子	南部町福士2620番地2	
委 員	若林 仁	南部町内船7380番地1	

敬称略

南部町行政改革推進本部設置要綱

令和元年 6 月 18 日

訓令第 1 号

改正 令和 6 年 9 月 1 日訓令第 27 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政改革の推進を図るため、南部町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革のプログラムの策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、南部町役場職員の管理職をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には町長、副本部長には教育長をもって充てる。

(専門部会)

第 4 条 専門の事項を調査するため、本部に次の専門部会を置くことができる。

- (1) 組織機構部会
 - (2) 事務事業改善部会
 - (3) 財政部会
- 2 専門部会に本部長が指名する部会長、部会長代理及び部会員を置くことができる。
 - 3 専門部会に部会長が指名する事務局若干名を置くことができる。

(会議)

第 5 条 会議は、全体会において行い、専門部会を設置した場合は部会で行う。

- 2 全体会は本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 3 部会を設置した場合は部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 11 日訓令第 27 号）

この訓令は、公布の日からから施行する。

南部町行政改革推進本部名簿

役職名	氏 名		所 属	備 考
本部長	佐 野 和 広		町 長	
副本部長	市 川 隆		教 育 長	
部 員	滝 基 成		秘 書 政 策 監	
部 員	渡 辺 正 樹		議 会 事 務 局	
部 員	遠 藤 成		出 納 室	
部 員	遠 藤 一 明	渡 辺 大 祐	総 務 課	
部 員	金 井 貴	木 内 宏 貴	交 通 防 災 課	
部 員	杉 山 一 陽	志 村 勝 也	企 画 課	
部 員		三 枝 有 希	D X 推 進 課	
部 員	渡 辺 雄 治	望 月 亮 一	財 政 課	
部 員	仲 亀 哲 也	望 月 咲 子	税 務 課	
部 員	渡 辺 幸 博	前 田 ユ ミ	住 民 課	
部 員	近 藤 利 也		福 祉 保 健 課	
部 員	若 林 安 彦		デイサービスセンター	
部 員	市 川 万 邦	大 倉 直 也	健 康 管 理 セ ン タ ー	
部 員	望 月 裕 司		子 育 て 支 援 課	
部 員	岡 村 忠	遠 藤 岳 英	水 道 環 境 課	
部 員	佐 野 郁 夫	望 月 壮	産 業 振 興 課	
部 員	尾 崎 龍 次		建 設 課	
部 員	若 林 将 基		学 校 教 育 課	
部 員	遠 藤 賢	近 藤 雄 治	生 涯 学 習 課	

南企発第11-3号
令和6年11月8日

南部町行政改革推進審議委員会
会長 渡辺拓雄様

南部町長 佐野和広

南部町行政改革大綱の策定について（諮問）

このことについて、令和7年度を初年度とする新たな南部町行政改革大綱を策定したので、貴審議会の意見を求めます。

南部町長 佐野和広様

南部町行政改革推進審議委員会

会長 渡辺拓雄

[公印省略]

南部町行政改革大綱（令和7年度～令和11年度）に関する提言について（答申）

令和6年11月8日付け南企発第11-3号により諮問のありました、令和7年度を初年度とする新たな「南部町行政改革大綱」の策定に関わる方向性について、3回の委員会を開催し議論を重ねてまいりました。

その結果、本審議委員会では、今後の南部町が取り組むべき事項等を別紙のとおりまとめましたので、提言いたします。

また、新たに策定された大綱により、着実なDX化と徹底した業務の効率化を図るとともに、町民と真摯に向き合い、更なる町民サービスの向上に努めるなど、職員一人ひとりが気概を持って改革を推進することを要望します。

南部町行政改革大綱に関する提言

- 1 少子高齢化、人口減少問題等による社会情勢とそれに伴う環境の変化に対応するため、町民ニーズに配慮した長期的視点に基づく施策を展開するとともに、必要に応じて見直しを図ること。
- 2 DXを推進し、行政サービスの変革と充実を加速させるとともに、行政と町民との新しい係わり方を構築し、サービスの向上を図ること。
- 3 職員の業務スキル、包容力及び心身の健康の維持等の向上を図るとともに、目的意識を持ち、最大限の能力を発揮して職務を遂行できる環境づくりを推進すること。
- 4 財政状況の的確な分析を行うとともに、質の高い行政サービスを提供するため、定員適正化計画に基づいた計画的な定員管理を行うこと。
- 5 人事管理制度の有効な運用のため、管理職のマネジメント力の強化を図ること。
- 6 少子高齢化社会において、健康で意欲的な高齢者の活用や各種団体等と連携を図り、新たな雇用創出等も配慮した持続可能な地域づくりを促進すること。
- 7 イベント等の開催や農林業振興策等について、方向性を検討し位置付けと目的を明確にすること。
- 8 自主防災組織を含む地域コミュニティの再編と充実を図るとともに、特に消防団の持続可能な活動に向けての体制づくりを推進すること。
- 9 買い物弱者対策や公共交通施策等についての取り組みを推進すること。
- 10 町民への開かれた議会を目標に、町民の参画を促すような議会運営を推進すること。
- 11 行政に関する情報について、新たなアプリ等の活用により、容易かつ最新で正確な情報を取得できるよう努めるとともに、広く町民に普及、周知を促進させること。
- 12 マネジメントサイクルによる行政評価制度を推進すること。
- 13 公共施設等総合管理計画に基づく、計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに未利用資産の有効活用を検討すること。
- 14 公共施設、未利用資産及びイベントを含む行政サービスへの民間活力の導入について、有効性や費用対効果の観点から検討すること。

- 15 大綱推進は、適切な進行管理を行い、計画的かつ着実に実行するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。また、大綱推進期間中の進捗状況や成果等の検証は年度ごとに実施し、必要に応じて公表の検討をすること。併せて、大綱最終年度の検証については、必ず広く町民に公表すること。

南部町行政改革大綱策定の経緯

令和6年 9月11日	南部町行政改革推進本部設置
令和6年10月 1日	第1回行政改革推進本部 オンラインにて
令和6年11月 8日	南部町行政改革推進審議委員会委員委嘱式
令和6年11月 8日	南部町行政改革大綱の策定について（諮問）
令和6年11月 8日	第1回行政改革推進審議委員会
令和7年 1月14日	第2回行政改革推進本部 オンラインにて
令和7年 1月20日	第2回行政改革推進審議委員会
令和7年 2月13日	第3回行政改革推進審議委員会
令和7年 2月17日	南部町行政改革大綱（令和7年度～令和11年度） 策定に向けての提言について（答申）
令和7年 2月21日	第3回行政改革推進本部 オンラインにて
令和7年 3月14日	南部町議会全員協議会において策定の経過説明

南部町行政改革大綱

発 行 令和7年3月

南部町役場

〒409-2192

山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2

電 話 0556-66-2111 (代表)

FAX 0556-66-2190

URL <https://www.town.nanbu.yamanashi.jp>

編 集 企画課

行政改革大綱は、上記のホームページでもご覧いただけます。

